

令和6年6月 定例記者会見

と き 令和6年5月28日（火）
午前10時30分から
ところ 市役所 201、202、203 会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 とびっくす
- 3 6月定例議会提出案件について
- 4 質疑
- 5 その他

犬 山 市

目 次

1	とびっくす	1
2	6月定例議会日程（案）	6
3	提出案件一覧	7
4	条例案件等	9
5	令和6年度6月補正予算について	2 1
6	令和6年8月末までの主な行催事	3 1

1 とびっくす

自治体ライドシェアの実施について

※道路運送法第78条第2号による事業者協力型の自家用有償旅客運送

令和6年4月から朝・夜の時間帯が減便された、岐阜バス「明治村線」の一部路線において、定時定路線の事業者協力型による自治体ライドシェア(道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送)を実施します。

定時定路線の事業者協力型による自治体ライドシェア実施は、愛知県内初です。

この事業を実施するため、関係事業費を6月議会(補正予算)に諮ります。

背景・経緯

岐阜バス「明治村線」では、運転士不足のため、令和6年4月から朝・夜の時間帯が減便されました。

これにより、当該路線を利用していた長者町団地や日の出団地、犬山ニュータウンを始めとした沿線住民においては、公共交通による通勤通学に支障が生じている状況です。

車などの自分で移動する手段を持たない人たちにとっては、公共交通は外出のために必要不可欠なものであり、とても重要な役割を担っています。

そこで、岐阜バスの減便対策として、新たに運行及び車両の管理を交通事業者と契約し、自治体ライドシェアを実施します。

目的

- 民間路線の朝・夜の減便により発生した公共交通の空白時間帯への対応
- 公共交通の新たな手法である自治体ライドシェアの犬山市における将来的な導入可能性の検討

事業概要(予定)

- 運行路線 岐阜バス「明治村線」の一部路線
- 運行日時 平日 6:00～7:30 及び 18:00～19:30。祝日・年末年始を除く。
- 運行方法 定時定路線(運行ダイヤは今後決定)
- 運行開始 令和6年12月(予定)
- 事業主体 犬山市
- 運行管理 民間交通事業者



- 使用車両 1台 ※<使用車両について>参照
- 車両調達 犬山市
- 車両管理 運行を行う民間交通事業者
- 実施期間 令和6年12月～令和8年3月(予定)
- その他
 - ・運転手は、市が求人を行い、交通事業者が雇用契約を締結します(第2種運転免許は不要)。
 - ・運転手の応募要件、運賃、停留所、利用方法などは今後、公共交通会議で協議し決定する予定です。

<使用車両について>

株式会社トイファクトリー(岐阜県可児市)から新型公用車両『MARU MOBI』(マルモビ/10人乗りワゴン車)の貸与を受け使用を予定しています。

『MARU MOBI』は、トヨタ/ハイエースをベースとした車両で取り外し可能な脱着シートなどが設置され、用途に応じてレイアウトの変更が可能な車両として開発された車両です。

犬山市では、自治体ライドシェアの車両としての使用を中心に、その他運行時以外の時間帯や、イベント開催時、災害時など多方面・多目的に活用できる魅力と可能性のある車両であると判断したため、株式会社トイファクトリーと協議を行い、貸与いただく方向で協議が調ったものです。

事業費

令和6年度(補正予算)

歳出予算 4,241千円(負担金・需用費・役務費等)

債務負担行為 7,632千円(令和7年4月～令和8年3月の事業費)

観光駐車場の特定日における使用料改定について

観光駐車場の使用料に関し、ゴールデンウィークなどの繁忙期においては、従来と異なる料金設定ができる仕組みを導入し、観光駐車場周辺の混雑緩和への効果検証とともに、観光駐車場の利用による歳入の増加を図るべく、観光駐車場使用料を改定するため、条例の一部改正を6月議会へ諮ります。

◆内容

○観光駐車場(キャッスルパーキング東・西、内田観光駐車場)の使用料に関する規定を次のとおり変更する予定です。

〈1時間当たり1台につき発生する料金〉

種別	改正前	改正後
大型・中型 自動車	1,000 円	1,000 円(特定日にあつては、 <u>1,500 円の範囲内で市長が定める額</u>)
普通自動車	300 円(1日につき 1,800 円を上限)	300 円(特定日にあつては、 <u>500 円の範囲内で市長が定める額</u>)(1日につき <u>6 時間分の使用料を上限</u>)

◆特定日

○行楽シーズンの休日など、観光駐車場の利用増加が見込まれる日をあらかじめ市長が定める予定です(正月・ゴールデンウィーク・お盆・紅葉シーズンなど)。

◆効果

○行楽シーズン等の使用料を増額することで、車から公共交通機関の利用へと来訪の方法を変更する観光客の動向についての調査を行い、渋滞緩和への効果検証の機会とします。

○特定日を年間20日程度設定し、普通自動車の使用料を100円増額した場合、約480万円の歳入増が見込まれます。

次ページ

◆開始時期

○6月議会にて可決頂いた場合、11月の紅葉シーズンからの適用を想定しています。

民間木造住宅の無料耐震診断に係る費用の増額について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受けて、市民の方々の地震に対する意識が向上し、耐震対策に関する相談が増えています。

特に昭和56年以前に着工した旧基準の木造住宅に対して行っている「民間木造住宅無料耐震診断」については、所有者の方々などからの相談が増えています。

このニーズに対応するため、追加で50件分の診断費用に係る委託料の増額について6月議会に諮ります。

◆内容

耐震診断員(建築士)が現地調査を行い、対象住宅について地震に対する強度がどの程度あるのかを診断し、報告書にまとめ、ご説明します。

◆手続き等

・対象となる住宅(①かつ②)

①在来軸組構法または伝統構法の2階建て以下の木造住宅

②昭和56年5月31日以前に着工したもの

・対象者

対象となる住宅の所有者(法人も可)

・申し込み(①～③のうち、どの方法でも可能)

①都市計画課(市役所本庁舎2階)窓口にて申込書の提出

②市ホームページより申込書をダウンロードし、郵送又はファクスで提出

③あいち電子申請・届出システムよりオンラインにて申し込み

◆事業費

当初予算額 2,360千円(50件分)

補正額 2,360千円(50件分)予定

2 6月定例議会日程（案）

議会期間 24日間（6月3日(月)～26日(水)）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	6 . 3	月	午前10時	○再 開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明
第 2 日	4	火		○精 読
第 3 日	5	水		○精 読
第 4 日	6	木		○精 読
第 5 日	7	金	午前10時	○一般質問
第 6 日	8	ⓧ		○休 会
第 7 日	9	ⓧ		○休 会
第 8 日	10	月	午前10時	○一般質問
第 9 日	11	火		○休 会
第 10 日	12	水		○休 会
第 11 日	13	木	午前10時	○一般質問
第 12 日	14	金	午前10時	○一般質問
第 13 日	15	ⓧ		○休 会
第 14 日	16	ⓧ		○休 会
第 15 日	17	月	午前10時	○議案質疑
第 16 日	18	火	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 17 日	19	水		○全員協議会
第 18 日	20	木		○部門委員会
第 19 日	21	金		○部門委員会
第 20 日	22	ⓧ		○休 会
第 21 日	23	ⓧ		○休 会
第 22 日	24	月		○部門委員会
第 23 日	25	火		○休 会
第 24 日	26	水	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

3 提出案件一覽

提出案件数一覽表

区 分	件 数
1 条 例	6 (一部改正6)
2 单 行	1
3 人 事	1
4 補正予算	2 (一般会計1、特別会計1)
5 諮 問	1
6 報 告	7
計	18

令和6年6月定例議会 提出議案一覧表

令和6年6月3日

第46号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について
第47号議案	犬山市文化財保護条例の一部改正について
第48号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第49号議案	犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第50号議案	犬山市下水道条例の一部改正について
第51号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第52号議案	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第53号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第54号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）
第55号議案	令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
報告第1号	令和5年度犬山市一般会計予算継続費繰越計算書について
報告第2号	令和5年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第4号	令和5年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第5号	令和5年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第6号	令和5年度犬山市土地開発公社決算について
報告第7号	令和6年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について

4 条例案件等

市民部 防災交通課
都市整備部 都市計画課
教育部 学校教育課

《一部改正》

○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第46号議案）

【趣旨】

附属機関を設置及び廃止するため、条例の一部を改正するもの。

【内容①】 次の市長の附属機関を設置する。

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市地域公共交通運賃料金協議会	市長の諮問に応じ、道路運送法に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送に係る運賃及び料金に関する事項について協議する。	4人以内	審議期間

【背景・目的】

バスなどの運賃に関する協議をする際、複数の運送事業者が含まれる協議会で行うことは、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じる懸念があるとして、令和5年10月に道路運送法が改正された。

この改正に伴い、今後バスなどの運賃に関する協議をする際には、複数の運送事業者を委員とせず、運賃を定めようとする事業者だけを委員とすることとなった。

これまで、バスなどの運賃に関する協議については、既存の附属機関である「犬山市地域公共交通会議」で行っていたが、この会議には複数の運送事業者が含まれていることから、この会議で協議することが出来なくなった。

このため、バスなどの旅客運送の運賃及び料金に関する協議を行う附属機関を新たに設置する。

※ 運賃及び料金に関する協議の必要が生じた場合に開催。

【内容②】 次の教育委員会の附属機関を設置する。

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市部活動地域移行検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、学校における部活動の地域移行に関する国の提言等を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の在り方、部活動の地域移行等について審議する。	10人以内	審議期間

(次ページにつづく)

【背景・目的】

スポーツ庁及び文化庁により、休日に行う中学校の部活動を地域に移行する改革推進期間を令和5年度から令和7年度までの3年間とするガイドラインが策定された。

これを受け、部活動に関する様々な課題を協議、検討し、生徒にとって望ましい部活動の在り方、部活動の地域移行等を進めるため委員会を設置する。

当市では、部活動の地域移行を次のとおり進める計画である。

令和6年9月	可能な部活動から合同部活動に移行
令和7年9月	すべての部活動を合同部活動に移行、可能な部活動から地域クラブ活動に移行
令和8年9月	すべての合同部活動を地域クラブ活動に移行
※9月を区切りとするのは、3年生が引退し、部活動が新体制となる時期であるため。	
合同部活動 … 複数の学校で行われている同一の部活動を合同で行う部活動	
地域クラブ活動 … 学校単位ではなく、地域が主体となって学校外の多様な場所で民間事業者等の地域人材をその指導者として行われる活動	

【スケジュール】

- 令和6年6～7月 : 委員会規則の制定、委員の人選
- 令和6年8月、12月、翌年2月 : 委員会開催（令和6年度は3回を予定）

【内容③】 次の市長の附属機関を廃止する。

No.	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
(1)	犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会	市長の諮問に応じ、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する基本計画及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画の策定に関する事項について審議する。	17人以内	審議期間
(2)	犬山市道の駅整備検討委員会	市長の諮問に応じ、道の駅の整備に関する事項について調査及び審議する。	15人以内	審議期間

(次ページにつづく)

【廃止の理由】

- (1) 委員会からの答申をもとに、令和5年3月に「犬山市都市計画マスタープラン及び犬山市緑の基本計画」を、令和6年3月に「犬山市立地適正化計画」を策定し、所期の目的を達成したため。
- (2) 長期間に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響と、その中での市を取り巻く環境の変化などにより、道の駅を整備することによる費用対効果が見込めないとして、道の駅整備計画を白紙としたため。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市文化財保護条例の一部改正について（第47号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）

【内容】

引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第48号議案）

【趣旨】

国が定める基準（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

- ※ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

【内容】

家庭的保育事業等を実施する事業所における保育士及び保育従事者の配置基準を次のとおり強化する。

児童の年齢	改正前	改正後
満3歳以上満4歳未満	おおむね <u>20人</u> につき1人	おおむね <u>15人</u> につき1人
満4歳以上	おおむね <u>30人</u> につき1人	おおむね <u>25人</u> につき1人

- ※ 現在、市内で、家庭的保育事業等を実施する事業者はなし。

- ※ 家庭的保育事業等とは・・・

原則3歳未満の子どもを保育する事業を行う者で、同事業には、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの事業類型がある。

（市町村のニーズに応じて3歳以上児の受入れも可能）

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について（第49号議案）

【趣旨】

観光駐車場（キャッスルパーキング東・西、内田観光駐車場）の使用料の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

時期により異なる使用料を設定できる仕組みを導入し、観光駐車場周辺の混雑緩和への効果検証とともに、観光駐車場の利用による歳入の増加を図るべく、使用料に関する規定を次のとおり変更する。

〈1時間当たり1台につき発生する料金〉

種別	改正前	改正後
大型・中型自動車	1,000円	1,000円（特定日にあつては、 <u>1,500円の範囲内で市長が定める額</u> ）
普通自動車	300円（1日につき1,800円を上限）	300円（特定日にあつては、 <u>500円の範囲内で市長が定める額</u> ）（ <u>1日につき6時間分の使用料を上限</u> ）

※ 特定日は、行楽シーズンの休日など観光駐車場の利用の増加が見込まれる日をあらかじめ市長が定める。

【効果】

- ・行楽シーズンの使用料を増額することで、車から公共交通機関の利用へと来訪の方法を変更する観光客の動向についての調査を行い、渋滞緩和への効果検証の機会とする。
- ・特定日を年間20日程度設定し、普通自動車の使用料を100円増額した場合、約480万円の歳入増が見込まれる。

【その他】

特定日の設定開始時期については、令和6年度は紅葉シーズン（11月）からの実施を検討している。

【施行日】

公布の日（特定日及びその日の使用料を設定しない限り、使用料の額に変動なし）

《一部改正》

○ 犬山市下水道条例の一部改正について（第50号議案）

【趣旨】

排水設備工事に係る指定工事店の要件の緩和等のため条例の一部を改正するもの。

【内容】

①排水設備工事に係る指定工事店の要件緩和

国による「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づくアナログ規制の1つである常駐・専任規制に、現状の「指定工事店に対する営業所ごとに排水設備工事責任技術者の専属の義務付け」が該当するため、複数の営業所の排水設備工事責任技術者を兼務できるよう見直しを行う。

改正前 排水設備工事責任技術者が営業所ごとに専属する業者（常駐が必要）

↓

改正後 排水設備工事責任技術者を選任する業者（常駐不要）

②排水基準に関する指標の変更

令和4年4月1日より生活環境の保全に関する基準のうち、ふん便汚染の指標として用いられてきた「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められたことを踏まえ、用語の整理を行うもの。

※ 実務上の影響なし。

【施行日】

①公布の日

②令和7年4月1日（排水基準を定める省令等の一部改正の施行日と同日）

《一部改正》

○ 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（第51号議案）

【趣旨】

国の政令（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）

【内容】

消防団員や消防作業に従事した者などに対する損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を次のとおり改定する。

①消防団員

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長 副団長	12,440円 ↓ <u>12,500円</u>	13,320円 ↓ <u>13,350円</u>	14,200円 ↓ (改定なし)
分団長 副分団長	10,670円 ↓ <u>10,800円</u>	11,550円 ↓ <u>11,650円</u>	12,440円 ↓ <u>12,500円</u>
部長 班長 団員	8,900円 ↓ <u>9,100円</u>	9,790円 ↓ <u>9,950円</u>	10,670円 ↓ <u>10,800円</u>

②火災現場付近において応急消火に協力した人、事故現場付近で応急手当をした人など

改正前 8,900円から14,200円まで

↓

改正後 9,100円から14,200円まで

※ 現在、この損害補償を受けている者はいないため、改正による影響なし。

【施行日】

公布の日

《一部変更》

○ 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（第52号議案）

【趣旨】

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）の改正に伴い規約の一部を変更するもの。

【内容】

健康保険証（被保険者証）が廃止され、マイナンバーカードと一体化されることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約で定める市町村の事務の規定にある「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に変更する。

※被保険者証・・・後期高齢者医療保険に加入していることを証明するもの。

資格証明書・・・後期高齢者医療被保険者で特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している人に、被保険者証の代わりに交付するもの。（現在市内で発行されている人はいない。）

資格確認書・・・マイナンバーカードを持っていない人、持っていて保険証とひも付けを行っていない人等を対象に、被保険者証の代わりに交付するもの。

【背景・課題】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等が一部改正され、令和6年12月2日から被保険者証の新規発行をやめ、マイナンバーカードと健康保険証が一体となった「マイナ保険証」へ移行することとなった。

この法改正に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律も改正され、被保険者等の資格の確認に関する事項が改められたことにより、愛知県後期高齢者医療広域連合規約で定められている市町村の事務の規定を変更する必要性が生じた。

（次ページにつづく）

【その他】

広域連合の規約を変更するときは、市町村(関係地方公共団体)の議会の議決を得た上で、市町村長(関係地方公共団体)の協議により変更内容を定め、県知事(都道府県)の許可を受ける必要がある。(地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項及び同法第291条の11)

令和6年12月1日までに発行済みの後期高齢者医療被保険者証は、令和7年7月31日まで有効。

【施行日】

令和6年12月2日

《犬山市固定資産評価審査委員会委員》

○ 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について（第53号議案）

【趣旨】

犬山市固定資産評価審査委員会委員の「朽本 正樹（とちもと まさき）」氏の任期満了（令和6年7月9日）に伴い、後任者を選任するにあたり、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

再任者として、

住 所 ■

氏 名 朽本 正樹（とちもと まさき）

生年月日 ■

委員の任期については、選任の日から3年間。

《人権擁護委員》

○ 人権擁護委員の推薦について（諮問第1号）

【趣旨】

人権擁護委員の梅村幹雄委員の任期満了（令和6年9月30日）に伴い、後任者を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるもの。

【内容】

再任者として、

住 所 ■

氏 名 梅村 幹雄（うめむら みきお）

生年月日 ■

委員の任期については、委嘱の日から3年間。

5 令和6年度6月補正予算について

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

1億5,260万円を増額補正

補正後予算額 → 492億5,135万7千円
（補正予算前予算と比較して0.31%の増）

一般会計

1億3,924万8千円を増額補正

補正後予算額 → 288億7,058万8千円
（補正予算前予算と比較して0.48%の増）

特別会計

1,335万2千円を増額補正

補正後予算額 → 145億6,898万円
（補正予算前予算と比較して0.09%の増）

企業会計

補正なし

令和6年6月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額	
一般会計	27,807,800	28,731,340	139,248	28,870,588	
特別 会計	国民健康保険 特別会計	6,794,307	6,794,307	13,352	6,807,659
	犬山城費 特別会計	300,190	300,190		300,190
	木曾川うかい 事業費特別会計	63,854	63,854		63,854
	介護保険 特別会計	5,540,767	5,540,767		5,540,767
	後期高齢者医療 特別会計	1,856,510	1,856,510		1,856,510
	小計	14,555,628	14,555,628	13,352	14,568,980
企業 会計	水道事業会計	2,086,059	2,086,059		2,086,059
	下水道事業会計	3,725,730	3,725,730		3,725,730
	小計	5,811,789	5,811,789		5,811,789
合計	48,175,217	49,098,757	152,600	49,251,357	

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

《一般会計》													
○ 自治体ライドシェア事業（地域公共交通）	補正予算要求額 4, 241千円												
<p>【補正理由】 運転士不足のため、令和6年4月から岐阜バス「明治村線」の大幅な減便が実施された。このことにより、長者町団地や日の出団地、犬山ニュータウンを始めとした岐阜バス沿線住民の朝夜の移動手段がなくなり、公共交通による通勤通学に支障が生じている。移動手段を緊急的に確保するためと、将来的にわん丸君バスを補完する制度となり得るかを検討していくものとして、岐阜バスの沿線における朝夜の移動手段としての自治体ライドシェアの予算を補正するもの。</p>													
<p>【内容】 道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送（自治体ライドシェア）により、市が実施主体として、車両を用意し、地域住民などから運転手を募集する。雇用を含めた運行及び車両の管理を交通事業者が行う「事業者協力型自家用有償旅客運送」とし、減便した岐阜バスの路線を交通空白となったバスが運行していない朝夜の時間帯を平日運行する。</p> <p>運行時間帯（予定）：平日 6：00～7：30、18：00～19：30 ※運賃、停留所、利用方法などは今後協議予定</p>													
<p>【効果】 減便となった岐阜バス沿線における朝夜の公共交通による通勤手段を確保する。また、将来の運転士不足に対応するための取り組みを進めていく。</p>													
<p>【概略スケジュール（予定）】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">令和6年</td> <td style="width: 15%;">7月～</td> <td style="width: 15%;">9月</td> <td>事業者入札、車両準備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月～</td> <td>10月</td> <td>ドライバー募集（6人予定）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月～</td> <td></td> <td>運行開始</td> </tr> </table>		令和6年	7月～	9月	事業者入札、車両準備		9月～	10月	ドライバー募集（6人予定）		12月～		運行開始
令和6年	7月～	9月	事業者入札、車両準備										
	9月～	10月	ドライバー募集（6人予定）										
	12月～		運行開始										
（次ページに続く）													

【要求額の積算内容】

事業費 4, 241 千円

【内訳】

需用費（消耗品費、燃料費、修繕料） 371 千円

役務費（手数料、自動車損害保険料） 190 千円

備品購入費 154 千円

運行負担金 3, 475 千円

自動車重量税 51 千円

※ドライバーの雇用について年毎の契約を見込んでいることから、令和7年4月～令和8年3月の事業費については債務負担行為を設定。

債務負担行為額 7, 632 千円

※車両は、株式会社トイファクトリー（岐阜県可児市）から無償リース予定。

《一般会計》

○ 橋爪・五郎丸子ども未来園解体工事設計業務委託事業

((仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園建設)

補正予算要求額 1, 229千円

【補正理由】

当初予算にて、橋爪及び五郎丸子ども未来園解体工事設計業務委託料として3, 600千円を計上していたが、積算内容を確認したところ、橋爪子ども未来園解体工事に係る設計業務委託料のみの予算計上をしていたことが判明した。

すでに当初予算で計上済の橋爪子ども未来園解体工事設計業務委託料の積算を再度積算するとともに、予算未計上の五郎丸子ども未来園の解体工事設計業務委託料を計上すると、予算不足となるため補正予算を計上するもの。

2園の解体工事は令和7年度に実施予定のため、本年度解体工事設計委託業務を実施する必要があること、加えて、設計業務委託期間として約6か月間相当を想定していることから、6月補正予算にて計上する必要がある。

【内容】

令和7年度に現在の橋爪子ども未来園及び五郎丸子ども未来園の園舎等に係る解体工事を施工するための設計業務を実施する必要があることから補正予算を計上するもの。

【効果】

現在の橋爪子ども未来園及び五郎丸子ども未来園の園舎等を令和7年度解体のための設計委託業務を速やかに実施することができる。

【概略スケジュール】

令和6年6月～12月	橋爪・五郎丸子ども未来園解体工事設計業務委託期間
令和7年2月定例議会	令和7年度当初予算にて解体工事費を計上
令和7年度	2園解体工事施工

(次ページに続く)

【要求額の積算内容】

○補正前

橋爪・五郎丸子ども未来園解体工事設計業務委託料 3,600千円…①

(実質的には橋爪子ども未来園のみの予算計上)

○補正後

橋爪子ども未来園解体工事設計業務委託料 2,926千円

五郎丸子ども未来園解体工事設計業務委託料 1,903千円

合計 4,829千円…②

○補正額 ②－①

1,229千円

《一般会計》

○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業（予防接種）

補正予算要求額 124,100千円

【要求理由】

新型コロナワクチン接種は令和5年度まで特例臨時接種として実施していたが、令和6年度からは定期接種として毎年1回秋～冬にかけて実施することとなった。

当初予算編成時には国から計画が示されていなかったため、補正予算にて事業に必要な予算を計上するもの。

【事業の概要】

法的位置付	B類疾病の定期接種（インフルエンザと同様）
接種主体	犬山市（医療機関に接種を委託）
接種対象者	65歳以上の高齢者、一定の基礎疾患※を有する60～64歳の者

※一定の基礎疾患：心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはHIVによる免疫の機能障害（身体障害者手帳1級に該当）

※上記対象者以外の方は任意での接種は可能（この場合、全額本人負担）

接種時期	秋～冬（毎年）	接種回数	1回
本人負担	あり	努力義務	なし
予診票の送付	なし（医療機関に設置）	接種勸奨	なし

【接種について】

接種単価想定

接種委託料：15,300円/回

国庫補助金：8,300円/回

※R6.3自治体説明会資料より

自己負担額想定

自己負担額：1,700円

{15,300円－8,300円の25%（インフルエンザと同率）}

※最終的な接種単価及び自己負担額は二市二町で協議の上、統一単価で契約

接種対象者

22,000人（うち免除対象者5,000人）

接種率想定

40%（R5秋開始接種65歳以上の接種率の8割）

接種者数：8,800人（うち免除者1,000人）

（次ページに続く）

【要求額の積算内容】

〈歳出〉

○歳出合計：124,100千円

消耗品費：79千円

事務及び免除者の予診票等を印刷するために必要な消耗品（用紙、トナーカートリッジ等）

印刷製本費：656千円

医療機関に配布する予診票・接種済証、制度周知チラシ等の印刷費用

通信運搬費：134千円

医療機関への制度説明資料や実施要綱等の郵送料

手数料：16千円

尾北医師会管内を除く県内で接種した場合に国保連に支払う手数料

委託料：122,756千円

- ・健康管理システムに定期接種としての接種記録を登録するための改修費用
1,518千円
- ・接種を実施する医療機関に支払う接種委託料
一部負担分（13,600円×7,800人）
+免除分（15,300円×970人）=120,921千円
- ・制度周知チラシを広報誌と併配するための委託料
317千円

扶助費：459千円

県外の医療機関で接種した場合に行う償還払のための費用

〈歳入〉

○国庫補助金：73,040千円

接種1回につき8,300円を国が補助

8,300円×8,800回=73,040千円

《国民健康保険特別会計》

○ マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する事業（一般管理）

補正予算要求額 13,352千円

【補正理由】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年6月9日公布）等に基づき、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう）を基本とする仕組みに移行するにあたり、国が示す事務を行う必要があるため。

【内容】

加入者情報のお知らせ、資格確認書、資格情報のお知らせの交付及びそれらに対応するためのシステム改修を行う。

※加入者情報のお知らせ

全ての被保険者が安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくため、保険者が把握している加入者情報（氏名、個人番号の下4桁）を被保険者にお知らせするもの。約9,000件。

資格確認書

全ての被保険者が必要な保険診療を受けられるよう、マイナ保険証を保有していない人に、氏名、生年月日、被保険者番号、保険者情報等を記載して交付するもの。約1,500件。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、氏名、被保険者番号、保険者番号、保険者名、負担割合等を記載してお知らせするもの。約2,000件。

※令和6年12月2日以降、現行の保険証の有効期限が切れるまでの間、国保に新規加入した場合や従来の保険証を紛失した場合などに、マイナ保険証を保有していない人には資格確認書、マイナ保険証を保有している人には資格情報のお知らせを交付する。

【効果】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に必要な事務を行うことができる。

【その他】

システム改修費及び加入者情報のお知らせの郵送料の全額に対して、国庫補助金が交付される予定（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

(次ページに続く)

【概略スケジュール】

令和6年 6月下旬	システム改修開始
10月	加入者情報のお知らせ送付
12月2日以降	国保新規加入者などに資格確認書または資格情報のお知らせを交付

【要求額の積算内容】

《歳出》 13,352千円

- ・印刷製本費 639千円
 - 加入者情報のお知らせ 249,480円
 - 資格確認書 358,875円
 - 資格情報のお知らせ 30,140円
- ・通信運搬費 3,335千円
 - 加入者情報のお知らせ 2,196,000円
 - 資格確認書 651,000円
 - 資格情報のお知らせ 488,000円
- ・システム開発委託料 9,378千円
 - システム改修 マイナンバーカードと被保険者証一体化対応 9,377,500円

《歳入》 13,352千円

- ・社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 11,574千円
 - システム改修費 9,377,500円
 - 加入者情報のお知らせ郵送料 2,196,000円
- ・一般会計繰入金 1,778千円
 - 印刷製本費（加入者情報のお知らせ・資格確認書・資格情報のお知らせ） 638,495円
 - 通信運搬費（資格確認書・資格情報のお知らせ） 1,139,000円

※システム改修費、加入者情報のお知らせ郵送料については、マイナ保険証制度への移行に係る経費として社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の対象（補助率10/10）となる。（加入者情報のお知らせは、保険証と併せて送付しない場合の郵送料のみ補助対象。）

それ以外については、現行保険証の新規発行終了に伴い保険証に代わるものとして通常業務となるため、上記補助金の対象とはならず、一般会計より通常の事務費繰入金として補正計上する。

6 令和6年8月末までの主な行催事

名称等	木曾川鵜飼開き		
実施期間	6月1日 (土)	時間	11:00 ~ 12:00
場所	木曾川河畔一帯		
担当所属	観光課		
主催	犬山市・各務原市・犬山市観光協会・各務原市観光協会		
名称等	赤ちゃん絵本とわらべ唄で遊ぼう講座①		
実施期間	6月2日 (日)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー (犬山市立図書館) 1階おはなしの部屋		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	仲良しボッチャ大会		
実施期間	6月8日 (土)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	エナジーサポートアリーナ (犬山市体育館)		
担当所属	スポーツ交流課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 入学式 記念講演「日本人が気付かないニッポン」 講師 日本文学研究者 早稲田大学特命教授 ロバート キャンベル		
実施期間	6月8日 (土)	時間	13:30 ~ 15:30
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	令和6年度犬山市スポーツ賞表彰式		
実施期間	6月8日 (土)	時間	15:00 ~ 16:30
場所	南部公民館		
担当所属	スポーツ交流課		
主催	犬山市・NPO法人 犬山市スポーツ協会		
名称等	土砂災害に強い地域づくり活動		
実施期間	6月9日 (日)	時間	9:30 ~ 11:30
場所	今井小学校 体育館		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市		
名称等	第3回野遊び (全6回)		
実施期間	6月9日 (日)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人 犬山里山学研究所		

名称等	赤ちゃん絵本とわらべ唄で遊ぼう講座②		
実施期間	6月9日 (日)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー (犬山市立図書館) 1階おはなしの部屋		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	第3回昆虫教室 (全5回)		
実施期間	6月16日 (日)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人 犬山里山学研究所		
名称等	第3回里山ハーバルライフ (全7回)		
実施期間	6月20日 (木)	時間	10:00 ~ 14:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人 犬山里山学研究所		
名称等	紙芝居に親しむ会「演じてみよう！」③童心社編集長による紙芝居講座		
実施期間	6月22日 (土)	時間	13:30 ~ 15:30
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー (犬山市立図書館) 2階学習室		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	フードドライブ		
実施期間	6月23日 (日)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所本庁舎1階ロビー		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	子ども俳句教室①夏の回		
実施期間	6月23日 (日)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー (犬山市立図書館) 2階ボランティアルーム		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	第2回ボランティアスタッフ養成講座 (全5回)		
実施期間	6月29日 (土)	時間	9:30 ~ 12:30
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		

名称等	市民総合大学 歴史文化学部文化遺産学科 犬山の祭りを学ぶ 犬山の祭りと民俗行事 講師 文化庁文化審議会専門委員 鬼頭秀明
実施期間	6月29日 (土) 時間 10:00 ~ 11:30
場所	市民交流センター2階 201・202会議室
担当所属	文化推進課
主催	犬山市・犬山市教育委員会
名称等	市民総合大学 グローカル学部 医事法の視点から見た医療提供と患者支援 講師 名古屋経済大学 法学部 准教授 張 瑞輝
実施期間	7月6日 (土) 時間 10:00 ~ 11:30
場所	名古屋経済大学
担当所属	文化推進課
主催	犬山市・犬山市教育委員会
名称等	市民総合大学 一般教学部教養講座 言葉あれこれ 講師 コラムニスト 飛鳥圭介
実施期間	7月6日 (土) 時間 13:30 ~ 15:00
場所	犬山市南部公民館
担当所属	文化推進課
主催	犬山市・犬山市教育委員会
名称等	第4回昆虫教室 (全5回)
実施期間	7月7日 (日) 時間 10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	NPO法人 犬山里山学研究所
名称等	夏の交通安全県民運動
実施期間	7月11日 (木) ~ 7月20日 (土)
場所	犬山市内一円
担当所属	防災交通課
主催	犬山市・犬山警察署
名称等	第41回犬山もも品評会
実施期間	7月13日 (土) 時間 10:00 ~ 13:30
場所	イオン扶桑店
担当所属	産業課
主催	犬山市果樹園芸組合連合会
名称等	夏休み親子議場見学会
実施期間	7月13日 (土) 時間 10:00 ~ 11:45
場所	議場
担当所属	議事課
主催	犬山市議会

名称等	みんなで楽しむ紙芝居①		
実施期間	7月13日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー (犬山市立図書館) 2階ボランティアルーム		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	市民総合大学 歴史文化学部文化遺産学科 犬山の祭りを学ぶ 石上げ祭の歴史と今 講師 石上げ祭伝承保存会 会長奥村欽治 大宮浅間神社 氏子総代長 長岡昭雄		
実施期間	7月13日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	市民交流センター2階 201・202会議室		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	第4回野遊び (全6回)		
実施期間	7月14日 (日)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人 犬山里山学研究所		
名称等	夏休み工作教室「オリジナルまが玉作り」		
実施期間	7月14日 (日)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	楽田ふれあい図書館		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	交通安全街頭大監視		
実施期間	7月16日 (火)	時間	7:30 ~ 8:00
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・犬山警察署		
名称等	夏休み子ども企画展『行ってみよう！学校のそばにある遺跡 (いせき) 』		
実施期間	7月16日 (火) ~ 9月1日 (日)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NPO法人 ニワ里ねっと		
名称等	第4回里山ハーバルライフ (全7回)		
実施期間	7月18日 (木)	時間	10:00 ~ 14:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人 犬山里山学研究所		

名称等	市民総合大学 一般教養学部教養講座 目からウロコの日本史～あなたが学んだ歴史はもう古い～ 講師 歴史作家 河合 敦		
実施期間	7月20日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	夏休み青塚子ども教室 青塚古墳を見学しよう!		
実施期間	7月25日 (木)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NPO法人 ニワ里ねっと		
名称等	みんなで楽しむ紙芝居②		
実施期間	7月27日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー (犬山市立図書館) 2階ボランティアルーム		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	市民総合大学 歴史文化学部文化遺産学科 犬山の祭りを学ぶ われわれはなぜ祭りをするのか～犬山祭～ 講師 一般社団法人犬山祭保存会会長 石田芳弘		
実施期間	7月27日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	市民交流センター2階 201・202会議室		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	第5回昆虫教室 (全5回)		
実施期間	7月28日 (日)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人 犬山里山学研究所		
名称等	日本ライン夏まつりロングラン花火		
実施期間	8月1日 (木) ~ 8月10日 (土)	時間	20:00 ~ 20:10
場所	木曾川河畔一帯		
担当所属	観光課		
主催	日本ライン夏まつり実行委員会		
名称等	第3回ボランティアスタッフ養成講座 (全5回)		
実施期間	8月3日 (土)	時間	9:30 ~ 12:30
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		

名称等	夏休み青塚子ども教室 戦国時代・小牧長久手の戦いすごろくを作って遊ぼう！		
実施期間	8月3日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NPO法人 ニワ里ねっと		
名称等	桃太郎あゆまつり		
実施期間	8月3日 (土)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	桃太郎公園		
担当所属	観光課		
主催	栗栖桃太郎発展会		
名称等	第5回野遊び (全6回)		
実施期間	8月18日 (日)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人 犬山里山学研究所		
名称等	夏休み青塚子ども教室 青塚古墳を見学しよう！		
実施期間	8月18日 (日)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NPO法人 ニワ里ねっと		
名称等	夏休み青塚子ども教室 古代の布を編んでみよう		
実施期間	8月22日 (木)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NPO法人 ニワ里ねっと		